

# サイバーリスク保険 情報漏えい限定補償プランのご案内

平素より東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2022年1月1日以降始期契約より、個人情報漏えい保険の販売を停止し、同保険と類似の補償を提供する商品として、サイバーリスク保険に情報漏えい限定補償プランを新設いたします。このご案内では、同補償プランへ移行される場合の個人情報漏えい保険との主な相違点を記載しております。変更点についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

## 1. 基本補償の拡大

### (1) 賠償責任に関する補償

個人情報漏えい保険からサイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）への移行によって、賠償責任に関する補償が次のとおり拡大します。

| 個人情報漏えい保険 |   | サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン） |   |
|-----------|---|-------------------------|---|
| 基本補償      | 個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任   | 基本補償                    | 個人情報・法人情報・その他公表されていない情報（クレジットカード番号・口座番号・暗証番号等を含みます。）の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任（注2）       |
| オプション補償   | 【法人情報漏えい担保特約条項】（注1）<br>法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任                              | オプション補償                 | 【メール送受信等賠償責任担保特約条項】<br>被保険者が行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務により生じた他人の事業の休止・阻害等に起因する賠償責任 |
|           | 【クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項】（注1）<br>クレジットカード番号・口座番号・暗証番号等の漏えいに起因する賠償責任            |                         |   |
|           | 【e-リスク担保特約条項】<br>被保険者が行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務により生じた他人の業務の休止・阻害等に起因する賠償責任 |                         |   |

（注1）サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）では基本補償において自動的に補償の対象となるため、「法人情報漏えい担保特約条項」および「クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項」の付帯は不要となります。

（注2）記名被保険者が金融機関である場合は、「金融機関特定危険不担保特約条項」が自動的にセットされることにより、ダイレクトバンキングにおけるIDナンバー等の盗用による振込・振替等は補償対象外となります。

### (2) 費用に関する補償

#### ① 補償対象となる費用の拡大

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）では、個人情報漏えい保険では補償されなかった、サイバー攻撃が発生した際のコンピュータシステムの遮断費用やサイバー攻撃の有無を確認するための費用、再発防止費用や訴訟対応費用等が追加で補償されます。変更前後で補償対象となる費用の詳細は、「別紙：費用に関する補償の比較表」のとおりです。

## ② 事故対応期間の延長

個人情報漏えい保険では、事故の発見から 180 日以内に生じた個人情報漏えい対応費用・法人情報漏えい対応費用のみ補償していましたが、サイバーリスク保険では、事故の発見から 1 年以内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）を補償します。

## 2. 付帯サービスの拡充

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）をご契約の皆様には、「緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。付帯サービスの詳細は、「サイバーリスク保険のご案内」をご参照ください。

### 緊急時ホットラインサービスとは・・・？

サイバーリスクに関するトラブルのご連絡・ご相談いただける専用窓口にて、初期アドバイスやリモートサポート等を行うほか、サイバー攻撃や情報漏えい等の重大なトラブルに対して、専門事業者の紹介を行うサービスです。

## 3. 保険料に関する変更

### （1） 保険料の変更

ご契約条件や業種によって異なりますが、サイバーリスク保険への移行にあたり、補償・サービスが拡充されること等により保険料が変更となります。

## 4. （参考）サイバーリスク保険の標準的な補償のご案内

### （1） 標準的な補償の内容

上記では、「情報漏えいリスクに限定して補償するプラン」をご紹介しましたが、サイバーリスク保険では、サイバーリスク全般を補償することができます。具体的には、IT ユーザー行為（自社コンピュータシステムの所有・使用・管理等）および IT 業務（IT 事業者として行うソフトウェア開発業務等）の遂行に起因して発生した他人の事業の休止または阻害等について、補償対象とするお引き受けが可能です。より補償範囲が広く、昨今のサイバーリスクにも対応した標準的な補償へのご加入をぜひご検討ください。補償内容の相違点および補償対象となる事故例は、次のとおりです。

### ① 情報漏えい限定補償プランとの補償範囲の相違点（○：補償対象、×：補償対象外）

| 情報漏えい限定補償プランの補償範囲 |                       |                  | 標準的な補償の補償範囲      |                       |                  |
|-------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 記名被保険者の<br>業務・行為  | 情報漏えい以外<br>の事由に起因する損害 | 情報漏えいに<br>起因する損害 | 記名被保険者の<br>業務・行為 | 情報漏えい以外<br>の事由に起因する損害 | 情報漏えいに<br>起因する損害 |
| IT ユーザー行為         | ×                     | ○                | IT ユーザー行為        | ○（注）                  |                  |
| IT 業務             | ×                     |                  | IT 業務            | ○（注）                  |                  |
| 上記以外              | ×                     |                  | 上記以外             | ×                     | ○                |

（注）IT ユーザー行為または IT 業務に起因する損害について、いずれかを補償対象外としてご契約いただくことも可能です。

## ② 標準的な補償の事故例

| 記名被保険者の業務・行為 | 事故の例   |
|--------------|--|
| IT ユーザー行為    | 自社のコンピュータシステムのセキュリティ対策が不十分であったために、外部の何者かに不正アクセスされた結果システムを乗っ取られ、これを踏み台に取引先がサイバー攻撃を受けた。サイバー攻撃を受けたシステムの範囲の調査のために多額の費用を要したうえ、取引先の営業活動に重大な支障が生じた賠償責任を負った。 |
| IT 業務        | 倉庫会社から物流オンラインシステムのシステム設計を請け負い、納入したところ、システム設計の過誤によりシステムが停止してしまった。倉庫会社に休業損害が発生し、賠償責任を負った。  |

### (2) ベンチマークレポートサービス

サイバーリスク保険の標準的な補償をご契約の皆様には、「ベンチマークレポートサービス」をご利用いただけます。付帯サービスの詳細は、「サイバーリスク保険のご案内」をご参照ください。

#### ベンチマークレポートサービスとは・・・？

米国ガイドワイア社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供するサービスです。

このご案内は、サイバーリスク保険の 2022 年 1 月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内差し上げるその他の資料や企画書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款をご覧ください。

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

To Be a Good Company

1760-ER04-21019-202109

別紙：費用に関する補償の比較表

| 個人情報漏えい保険  |                        |                                       |        |            |
|--|------------------------|---------------------------------------|--------|------------|
| 補償対象となる費用  | 基本支払限度額                | 各費用固有の支払限度額（注1）                       | 縮小支払割合 |            |
| 事故原因調査費用<br>弁護士報酬費用<br>コンサルティング費用  | 1事故・<br>保険期間中<br>最大5億円 | (基本支払限度額が適用)                          | 100%   |            |
| 記名被保険者の使用人の離職勧誘手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費<br>通信費・お詫び状作成費用・コールセンター委託費用 |                        | (基本支払限度額が適用)                          |        |            |
| 謝罪費用・会見費用  |                        | (基本支払限度額が適用)                          |        |            |
| 被害者への見舞金・見舞品購入費用   |                        | (1事故・保険期間中<br>限度額は基本<br>支払限度額<br>が適用) |        | 1名<br>500円 |
| 被害法人への見舞品購入費用（注2）  |                        |                                       |        | 1法人<br>3万円 |
| 他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用   |                        | (基本支払限度額が適用)                          |        |            |



| サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)   |                        |  |                   |   |   |  |      |
|---|------------------------|--|-------------------|---|---|--|------|
| 補償対象となる費用   | 基本支払限度額                | 各費用固有の支払限度額（注1）  | 縮小支払割合            |   |   |  |      |
| サイバー攻撃<br>対応費用<br>コンピュータシステム修復費用<br>サイバー攻撃の有無確認費用   | 1事故・<br>保険期間中<br>最大5億円 | 1事故・保険期間中<br>(A)セキュリティ事故の発生<br>またはそのおそれが公表等の<br>措置により客観的に明らか<br>になった場合：1億円<br>(B)上記以外の場合：<br>3,000万円 | (A)100%<br>(B)90% |   |   |  |      |
| 事故原因・被害範囲調査費用   |                        |  |                   |   |   |  |      |
| 相談費用<br>弁護士報酬費用<br>コンサルティング費用<br>風評被害拡大防止費用   |                        |  |                   |   |   |  |      |
| データ等復旧費用  |                        |  |                   | 1事故・保険期間中<br>3,000万円  | 100%                                      |  |      |
| その他事故対応<br>費用<br>記名被保険者の使用人の離職勧誘手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費<br>通信費・お詫び状作成費用・コールセンター委託費用<br>個人情報漏えい通知費用<br>謝罪費用・会見費用<br>被害者への見舞金・見舞品購入費用<br>被害法人への見舞品購入費用<br>クレジット情報モニタリング費用<br>他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用<br>公的調査対応費用 |                        |  |                   | (基本支払限度額が適用)  | (1事故・保<br>険期間中限<br>度額は基本<br>支払限度額<br>が適用) | 1名<br><b>1,000円</b><br><br>1法人<br><b>5万円</b> | 100% |
| 再発防止費用  |                        |  |                   | 1事故：「1,000万円」ま<br>たは「サイバーセキュリティ事<br>故対応費用但保特約条項<br>において支払われる他の費<br>用保険金の合計額」のい<br>ずれか低い額<br>保険期間中：1,000万円 | 90%                                       |  |      |
| 訴訟対応費用  |                        |  |                   | 1請求・保険期間中<br>1,000万円  | 100%                                      |  |      |

※太字+下線の部分は、個人情報漏えい保険からサイバーリスク保険へ移行することで補償が拡大する部分です。

(注1) 基本支払限度額に対して内枠で適用されます。したがって、「基本支払限度額<各費用固有の支払限度額」となる場合は、各費用固有の支払限度額は、基本支払限度額と同額となります。

(注2) 法人情報漏えい担保特約条項付帯時のみ補償対象となります。